

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、大和都市計画道路事業について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・七一元町畠田線及び三・三・二号奈良西幹線

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

大和高田市大字東中二二一

四 事業地の所在

1 収用の部分 北葛城郡王寺町本町四丁目、本町五丁目及び畠田四丁目地内

2 使用の部分 なし